

## 第 6 章 構想実現のための施策展開と体制

---

本章では、第 4 章、第 5 章にまとめた構想の実現に向けて、施策展開の段階と方向性を整理したうえで、より具体の実現方策と計画の運用・推進体制を示します。



# 第6章 構想実現のための施策展開と体制

## 6.1 施策展開の枠組み

20年先を見据えた第4章のまちづくり構想及び前章の地域別のまちづくり構想には、長期を見据えた計画要素が含まれ、構想実現には段階的な取り組みが求められます。

本章では、まずはこの先10年間における施策展開について、目標人口を念頭に置きながら、以下に示す枠組みに沿って、土地利用計画、都市施設整備計画それぞれの施策展開の方向性と実現方策を示します。

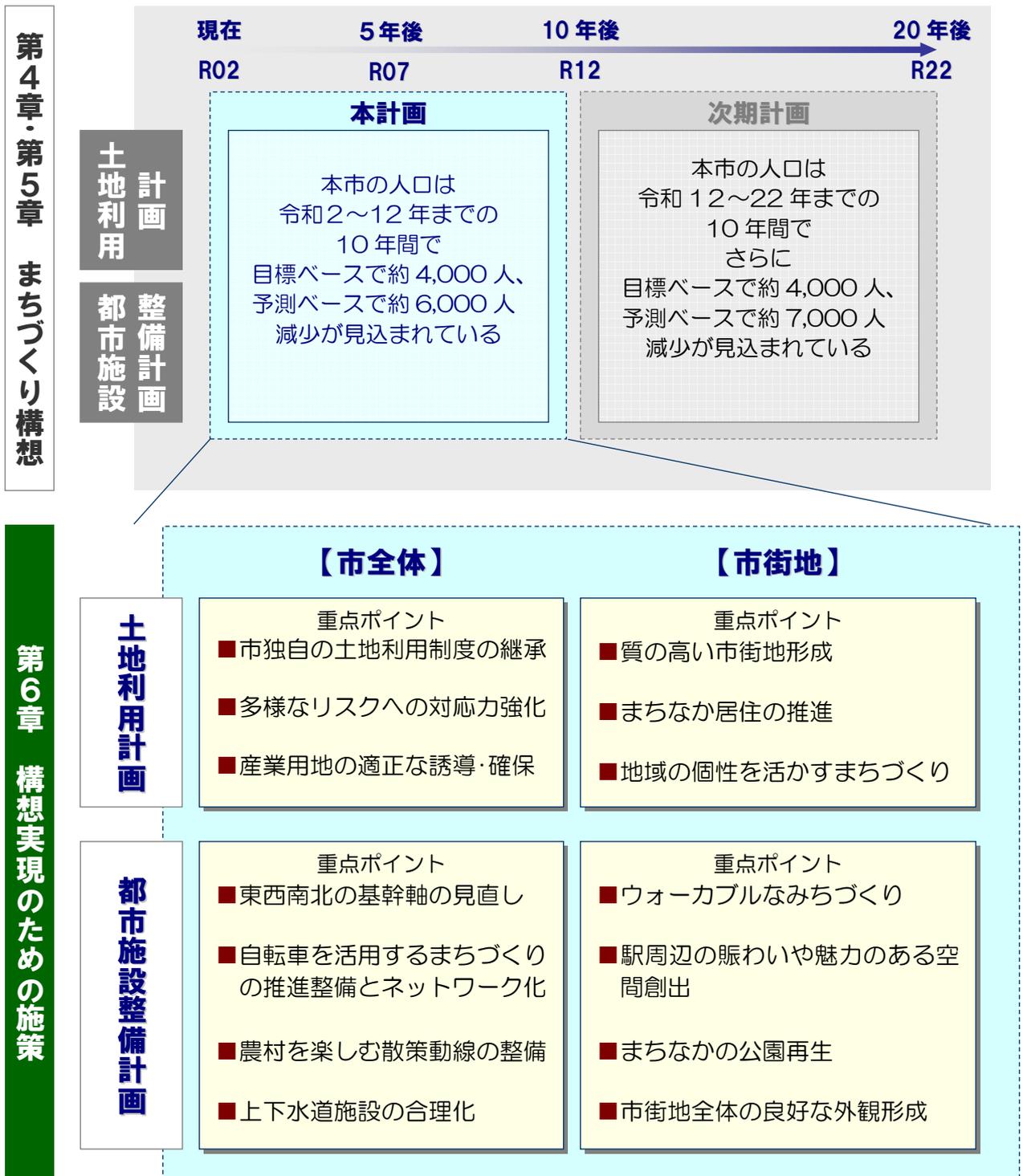


図 構想実現に向けての段階区分と短期の重点ポイント

## 6.2 施策展開の方向性

### 6.2.1 土地利用施策の考え方とポイント

#### (1) 基本的な考え方

安曇野市の適正な土地利用に関する条例（以下「土地利用条例」）に基づく安曇野市土地利用基本計画（以下「基本計画」）の運用を通じて、適正な土地利用コントロールを行い、良好な景観の保全、都市の安全性と利便性を確保するとともに、雇用の場となる産業を環境との調和を図りながら誘導し、暮らしやすさを高めていきます。

#### (2) 市全体の施策展開の重点ポイント

##### ① 市独自の土地利用制度の継承

本市の特性をふまえた6つの基本区域の設定と、田園環境区域における3辺接続ルール等の設定で有効に機能している土地利用制度を遵守し、適正運用の継続を図ります。

##### ② 多様なリスクへの対応力強化

災害リスクを回避し、低未利用地の有効活用と適正管理を図り、住環境に影響を及ぼす未知の開発事業等への適切な対応を図ります。

##### ③ 産業用地の適正な誘導・確保

松本系魚川連絡道路の整備を見据え、新たな産業用地の誘導・確保に対する指針に沿って、適切な対応を図ります。

#### (3) 市街地の施策展開の重点ポイント

##### ① 質の高い市街地形成

既存の都市機能の集積度合いや居住密度を前提に、介在農地や空き地等を活かして、程よい密度で農ある暮らしを実現できる市街地形成を推進します。

##### ② まちなか居住の推進

駅やコンビニ、郵便局等にアクセスしやすいエリアへの居住誘導、空き家や空き地、空き店舗の有効活用を図ります。

##### ③ 地域の個性を活かすまちづくり

地区土地利用計画や景観づくり推進地区など本市独自の制度を効果的に活用し、地域の歴史や文化を活かした個性のあるまちづくりを推進します。

## 6.2.2 都市施設整備施策の考え方とポイント

### (1) 基本的な考え方

都市施設は暮らしと産業の基盤として必要であり、財政的制約があるなかでも整備や維持管理等を行う必要があります。都市施設の整備及び既存又は整備後の維持管理・更新を計画的に進め、需要に応じて統廃合やダウンサイジングの検討も行いながら、合理的で持続可能なしくみの構築を図るとともに、市の魅力の創出にも活かしていきます。

### (2) 市全体の施策展開の重点ポイント

#### ① 東西南北の基幹軸の見直し

松本系魚川連絡道路のルートや接続位置をふまえて、緊急輸送道路や観光アクセス路等の変化に対応した東西南北の基幹軸の見直しを行います。

#### ② 自転車を活用するまちづくりの推進整備とネットワーク化

環境に優しく、日常的な暮らしや非日常的な観光利用の両面で、安全かつ快適に自転車移動ができる通行環境の整備とネットワーク化を推進します。

#### ③ 農村を楽しむ散策動線の整備

田園や森林、水辺や古くからある集落内を歩いて楽しめる散策動線（フットパス）の整備を図ります。

#### ④ 上下水道施設の合理化

上水道施設のダウンサイジングの検討と計画的・効率的な施設の改築・更新を進め、長寿命化を図ります。

### (3) 市街地の施策展開の重点ポイント

#### ① ウォークブルなみちづくり

通学路も兼ね、安全に散策したり、休憩したり、安全・快適に通行・滞留のできるみちづくり（電線の地中化や憩いの空間整備等）を推進します。

#### ② 駅周辺の賑わいや魅力のある空間創出

拠点市街にある駅の駅前広場や駅前通りの沿道景観に配慮した街並み整備、それぞれのまちの玄関口として雰囲気のある空間創出を図ります。

### ③ まちなかの公園再生

市民との協働による街区公園や近隣公園の空間としての魅力再生と、維持管理活動への市民の参画を促します。

### ④ 市街地全体の良好な外観形成

田園景観の構成要素として遠方からの眺めの対象となる市街地の縁辺部の緑や高さの配慮を促し、良好な外観形成を進めます。

## 6.3 土地利用に関する実現方策

### 6.3.1 条例及び計画の適切な運用

#### (1) 立地・用途のコントロール

立地・用途については、平成 23 年 4 月に施行した土地利用条例及びこれに基づく基本計画と、この基本計画をふまえて、平成 30 年 4 月に、都市再生特別措置法（以下「特措法」）に基づき策定した安曇野市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」）の適切な運用（必要に応じた見直し）を通じて、適正なコントロールを図りながら、既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりを進めていきます。

#### 📍 土地利用条例・基本計画（本市独自の土地利用制度）のポイント

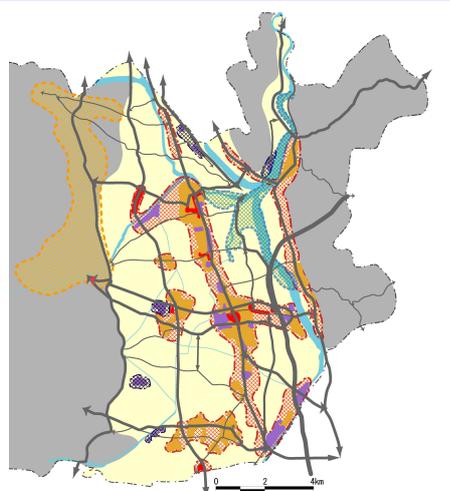
◎まちづくり構想図に示したゾーニングをふまえて、市内を6つの区域に区分し、区域ごとに立地可能な用途を定め、これを**基本的なルール(基本基準)**として基本計画に位置づけています。

- ①拠点市街区域  
：将来の市街地形成の核となる区域
- ②準拠点市街区域  
：上記①の区域に準じる区域（都市計画法に基づく用途地域で上記①に該当しない地域）
- ③田園居住区域  
：将来の市街化を見据えた大規模集落
- ④田園環境区域<sup>※</sup>  
：既存の集落の保全を図りつつ、田園環境を保全する区域
- ⑤山麓保養区域  
：西山山麓に展開する別荘・観光地
- ⑥森林環境区域  
：森林環境を保全する区域

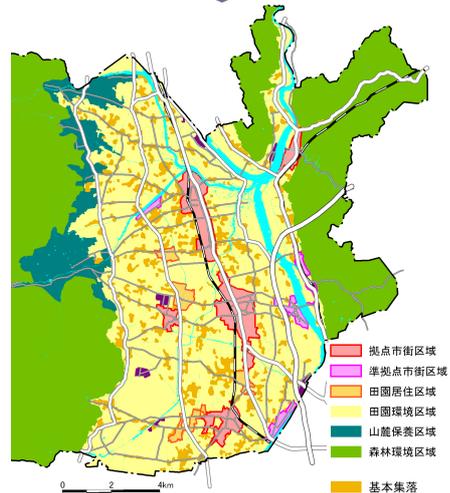
※田園環境区域内には、居住集約の核として「基本集落」を、産業集積の核として「産業集積地」をそれぞれ設定します。

◎一定規模以上あるいは周辺環境への影響が大きいと考えられる開発については、その内容が具体化する前段階で、行政との協議や住民への説明などを行うことを義務付ける手続きを土地利用条例に定めています。

◎基本計画に定めのない用途は原則として立地を不可としますが、市の発展や市民の生活の面から必要で、かつ、集約を重視するまちづくりの方針に反しない開発については、適正な手続きを通じて、個別に立地の可否を判断して適正と認められる場合には許容できるしくみを土地利用条例に設けています。



まちづくり構想図のゾーニング



土地利用基本区域

また、立地を認める際は、まちづくり構想図等に照らして的確な判断を行えるよう、以下の観点からその判断の目安となる指針（『特定開発事業に関する認定指針』）を別途、定めています。

- 営農環境の保全と調和
- 産業の継続的な発展・振興
- 既存集落の維持・継承
- 別荘・観光地の魅力の保持

◎一定規模以上の地区を単位とする計画的なまちづくりに迅速かつ弾力的に対応するために、基本基準に替えて地区独自のルールを定めることができる手続き（地区土地利用計画）も土地利用条例に定めています。

## 📍立地適正化計画のポイント

◎立地適正化計画では、特措法に基づいて、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（特措法第81条第2項第2号）として「都市機能誘導区域」を、都市の居住者の居住を誘導すべき区域（特措法第81条第2項第3号）として「居住誘導区域」を、それぞれ以下のように位置づけて、基本計画と整合させて各エリアを定めています。

### ■都市機能誘導区域

：医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

拠点施設誘導区域 (都市機能誘導区域)	• 5つの拠点市街区域（明科拠点、穂高拠点、豊科拠点、堀金拠点、三郷拠点）の中心部
日常生活サービス施設誘導区域 (都市機能誘導区域)	• 5つの拠点市街区域（明科拠点、穂高拠点、豊科拠点、堀金拠点、三郷拠点） ※ただし、工場等の集積地を除く。
生活拠点区域 (都市機能誘導区域)	• 準拠点市街区域（田沢・光、安曇野I.C.、たつみ原） • 田園居住区域（柏原、下堀、中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部、上長尾・下長尾・二木） ※ただし、工場等の集積地を除く。

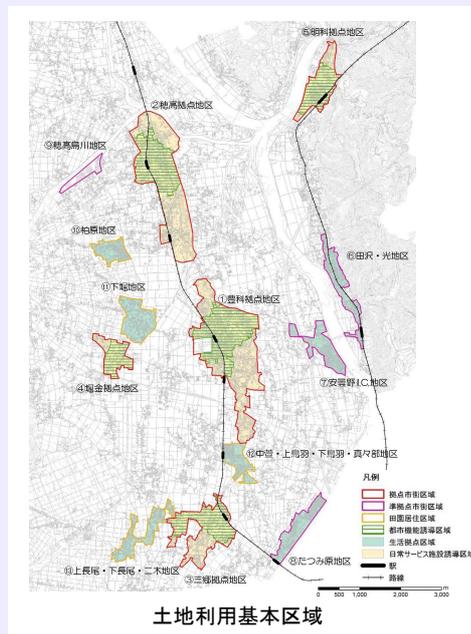
### ■居住誘導区域

：人口減少の中であっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域

居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5つの拠点市街区域（明科拠点、穂高拠点、豊科拠点、堀金拠点、三郷拠点）</li> <li>• 準拠点市街区域（田沢・光、安曇野I.C.、たつみ原）</li> <li>• 田園居住区域（柏原、下堀、中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部、上長尾・下長尾・二木）</li> </ul> ※ただし、工場等の集積地である豊科拠点の工業専用地域及び穂高烏川地区を除く。
--------	---

◎居住誘導区域（都市機能誘導区域をすべて含む）外で3戸以上又は敷地面積1,000㎡以上の住宅等を建てる行為や、3種類の都市機能誘導区域において定める「誘導施設」について所定の行為を行う場合は、土地利用条例に基づく手続きとは別に、届出が必要となるしくみになっています。

◎平成25年(2013)に定められた「防災都市づくり計画策定指針」に基づき、コンパクトで安全なまちづくりの推進に向けて、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため、居住誘導区域から原則除外するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定めて計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組みます。



## (2) 形態に関する条例・計画

形態については、土地利用条例・基本計画と有機的な連携を図りながら、景観法に基づく安曇野市景観条例（以下「景観条例」）及びこれに基づく安曇野市景観計画（以下「景観計画」）の適切な運用を通じて、適正なコントロールを図ります。

また、市民や事業者の景観づくりへの理解と関心を高め、行政と一体となってよりよい景観づくりに取り組んでいただくために、景観づくりのしくみや基本基準、その他の配慮事項を分かりやすく示した『安曇野市景観づくりガイドライン』の周知と、必要に応じた改定を行い、次世代に誇れる景観づくりを推進します。

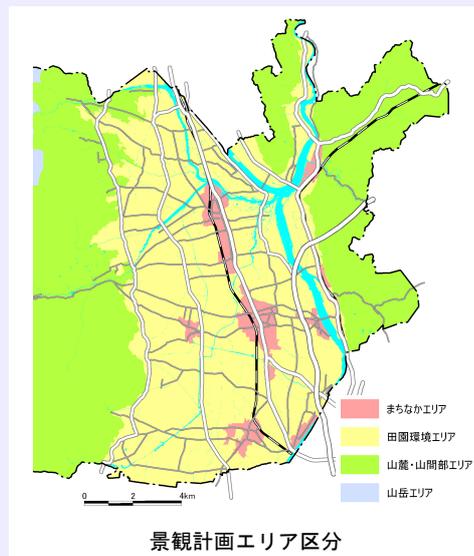
### 📌 景観条例・景観計画の立案ポイント

◎景観条例は、景観法に基づくしくみを骨格としながら、土地利用条例に基づくしくみとの整合をふまえて、独自のしくみを定めています。

◎景観計画では、全市を4つのエリアに分けて、エリアごとに建築物や工作物の形態に関して、最低限守るべき約束事を景観づくりの基準として定めています。

◎建築物や工作物の建築・建設など景観に影響を及ぼす行為については、大規模なもののみならず、小規模なものも届出対象とし、高さや色彩、意匠、緑化など外観的な要素が本市の景観に調和するものかどうかを、前述の約束事に照らして事前に確認する手続きを景観条例に定めています。

◎エリアよりもきめ細かな積極的な景観づくりに対応するために、一定規模の地区や路線を対象にして、一定の合意形成に基づき独自の自主的ルールを定められる景観づくり住民協定や、景観計画に定めたエリアごとの景観づくりの基準と置き換えて、独自の基準設定ができるしくみも設けています。



## 6.3.2 都市計画制度の活用

### (1) 拠点市街における用途地域の設定

#### ① 既存の用途地域の設定見直し

豊科地域と穂高地域に設定されている既存の用途地域は、必要に応じて、人口動向や経済状況等の社会情勢の変化や、土地利用や都市施設整備の具体的な計画内容との整合をふまえ、地域区分の見直しを検討します。

### 📌 既存の用途地域の地域区分見直しの際の検討ポイント

以下の観点から、見直しの対象となる地域を抽出します。

- ・ 現況の用途と整合が図られない地域
- ・ 本計画との方向性と整合が図られない地域
- ・ 現況のまちづくりの状況からみて規制の強化を図る地域
- ・ 都市計画道路沿道などで規制を緩和した方がよい地域
- ・ 地権者及び周辺市民からの課題や要望が出されている地域

## ② 拠点市街における新たな用途地域の設定

拠点市街として位置付けられる5地域の中心市街のうち、用途地域が設定されていない3拠点（三郷・堀金・明科）については、市街地内の用途整序を図るうえで、必要に応じ、用途地域の設定を検討します。

### 新たな用途地域を設定する際の検討ポイント

新たに設定する用途地域の範囲は、以下の点に配慮して定めます。

- ・一定規模以上の人口密度（概ね40人/ha以上）を擁する範囲
- ・まとまった農地を含まない範囲
- ・道路など都市基盤整備の現況や計画をふまえ、地形・地物で区切られる範囲

## ③ 産業集積地における工業系用途地域の設定

産業団地や工業団地などの産業集積地のうち、特にインター周辺等で立地条件に優れた場所で、計画的に都市基盤整備がなされたエリアについては、工業系用途に特化したエリアとして持続・継承を図るため、必要に応じて、工業系用途地域の設定を検討します。

上記①、②及び③の検討を行う際はいずれも、既存不適格建築物の把握や、関係する市民への適切な対応、県との必要な調整等を図りながら進めます。

## （2）都市計画白地地域における建蔽率・容積率の設定

都市計画白地地域における建蔽率・容積率は、安曇野都市計画区域として統合した後も、統合前の基準をそのまま継承しており、一部の地域では、同一の基本区域であっても、設定基準が異なります。

市独自の土地利用制度の運用状況を見極めながら、必要に応じて、県の定める「建築基準法による用途地域の指定のない区域における容積率等の建築形態制限の指定」基準の改定を働きかけていきます。

## （3）都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度を広く周知して活用を促し、地区計画等市民の発意による都市計画を推進します。

### 6.3.3 新たな産業用地の確保

既存の産業団地や工業団地内の事業用地の不足が今後懸念される状況にあるなかで、これらの産業集積地周辺への拡張の可能性を探りながら、新たな産業用地の確保については、本計画に示した指針に即して、ニーズに応じながら、迅速かつ適切な対応を図ります。

## 6.4 都市施設整備に関する施設別の実現方策

### 6.4.1 道路・交通

#### (1) 道路整備推進計画の改定

今後の道路整備の重点化を図るために策定した『安曇野市道路整備推進計画』については、これまでの事業の進捗や現状又は将来の交通動向をふまえて、整備対象路線（区間）や事業手法を見直し、必要な改定を行いました。

これに基づき、市道については早期事業化に取り組み、国や県の所管道路については、早期事業化に向け、関係機関に積極的に働きかけていきます。

#### 道路整備の重点化のポイント

##### ◎幹線道路としての整備・改良

<新規整備候補>

- ・松本系魚川連絡道路（県）
- ・国道 147 号の延伸道路（拾ヶ堰橋北交差点先線）（県）

<改良候補>

- ・下記道路のうち、循環軸・南北基幹軸・東西基幹軸に該当する区間  
一般国道：19号・147号・403号  
主要地方道：大町明科線(51号)・安曇野インター堀金線(57号)・穂高明科線(85号)  
一般県道：小岩岳穂高(停)線(308号)・梓橋田沢(停)線(316号)・穂高(停)線(317号)・小倉梓橋(停)線(319号)・中堀一日市場(停)線(321号)・柏原穂高線(432号)・豊科大天井岳線(495号)・広域農道  
その他市道

##### ◎緊急輸送路及びこれを補完する機能を有する道路としての整備・改良

##### ◎遊歩道やサイクリング道路のネットワークを構築する道路としての整備・改良

#### (2) 都市計画道路の見直し

都市計画道路については、長期未着手の状態が継続する場合は、本計画に示す方向性をふまえて、各路線の必要性・実現性・妥当性を検証し、随時必要な見直しを行います。

#### 都市計画道路を見直す際の検討ポイント

##### ◎未着手路線（全区間）の必要性の検証

- ・既存の道路整備状況の把握
- ・現在及び将来の交通需要の検討
- ・土地利用の方向性を踏まえ、計画路線の機能・役割の検証

##### ◎実現性・妥当性の検証

- ・未整備区間における建築状況の把握
- ・周辺の既存道路による機能・役割の代替性（網間隔の適正さ）の検証
- ・廃止・変更の必要性の判断

##### ◎全市の交通体系を構築するうえでの新たな計画路線の必要性の検討

- ・現在の交通量、将来における適正な交通需要の見込みに基づく検討
- ・防災など道路のもつ多面的な機能・役割をふまえた検討

### **(3) 公共交通の利用促進**

団塊の世代が後期高齢者となり、今後、運転免許返納者が増加していくことを見据え、デマンド交通等公共交通のさらなる利便性の向上を図るとともに、自家用車がなくても快適かつ便利に日常の移動ができるよう、利用者の声をふまえて、継続的に運行システムの改善に取り組み、利用者の拡大を図ります。

また、鉄道や高速バスの利便性の向上を図るため、駅周辺や高速バス乗り場周辺における駐車場・駐輪場の設置を推進し、自動車や自転車からの乗換えの利便性を高め、公共交通としての鉄道利用を促進します。

## **6.4.2 公園・緑地・河川**

### **(1) 緑の基本計画に基づく展開**

全市的な観点から、今後の水や緑の保全の方針、公園・緑地の整備・再生の方向性について定めた『安曇野市緑の基本計画』に基づき、居住集約を図る既存市街や集落内あるいはその周辺部の身近な公園・緑地の新たな整備や既存のリニューアルを進め、まちなかの整備を図ります。

### **(2) 公園施設長寿命化計画に基づく展開**

緑の基本計画における各公園・緑地の位置付け・役割をふまえて策定した『安曇野市公園施設長寿命化計画』に基づき、既存の公園施設の老朽化に対して、計画的かつ適切な維持管理を行い、公園施設長寿命化を推進します。

### **(3) 水辺に親しめる河川空間の整備**

河川堤防や堰沿い等遊歩道やサイクリング道路として活用可能なルートについては、散策路としてのコースの設定を行い、必要な施設等の整備を行うとともに、水辺に親しめる空間整備を検討します。

## **6.4.3 上下水道施設**

### **(1) 下水道利用の普及促進**

施設の点検・調査を進め、施設の長寿命化を図り、既設下水道の有効利用を促進し、未接続者に対し、下水道への接続促進に努めます。

### **(2) 必要な機能を保持するための維持・管理**

上水の安定供給、下水の適切な処理を継続するために、定期的な点検、必要な維持・管理を行うとともに、将来の人口動態や居住動向をふまえ、必要に応じてダウンサイジングを検討します。

#### **6.4.4 その他公共公益施設**

##### **(1) 防災・減災機能の強化**

必要に応じて、防災マップの更新を行い、市民への災害情報の周知徹底を図ります。また、災害対応施設の整備については、防災・減災の観点から、本計画の方針をふまえて、地域防災計画に沿った整備や取り組みを進めます。

##### **(2) 情報提供機能の強化**

次世代の移動通信システム（5G）にも対応して、無線 LAN 設備のさらなる普及・拡大を図りながら、スマートフォン等のデジタルツールを効果的に活用して、来訪者のニーズに応じた的確な情報提供や、適切な案内・誘導を行うために必要な施設や設備の整備を図り、とくに駅等の交通結節点や集客拠点施設における情報提供機能を強化します。

##### **(3) その他都市施設の整備・既存施設の有効活用**

行政サービスのために必要な公共公益施設については、適正な場所で整備を図るとともに、既存施設の長寿命化を図りながら、有効活用を推進していきます。

また、将来の人口動向もふまえ、適正規模への施設改修に向けた検討・対応をしていきます。

## 6.5 計画の運用方法と推進体制

本計画はPDCAのサイクルに則り、まちづくりに関する個別計画への反映を図りながら、具体的な事業展開、制度運用での活用等を進めていきます。

また、今後の持続可能なよりよいまちづくりにつなげていくためには、地域住民をはじめ NPO、企業などとの連携・協働は不可欠で、まちづくりに対する関心を高め、その他地域に関わる多様な主体を巻き込みながら、本計画に示した方向性を共有して実践的な取り組みを進めていくことが重要です。

その過程で、都市計画基礎調査などまちづくりに関連する調査や各種統計データ、市民等の意向の把握・分析を行い、社会情勢の変化もふまえて、定期的に計画を見直し、継続的に改善して、その実効性を担保していきます。

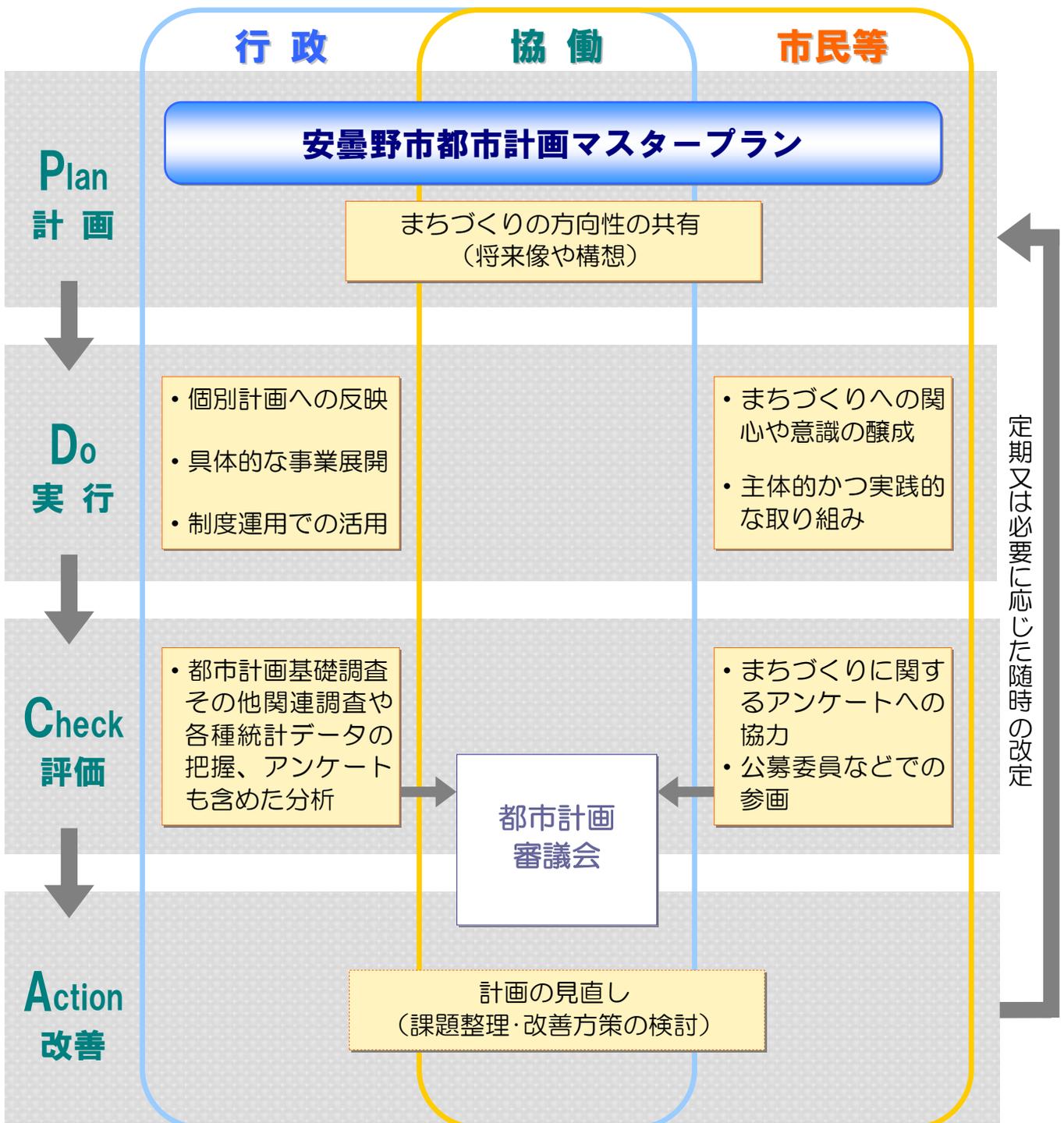


図 計画運用の流れと推進体制のイメージ